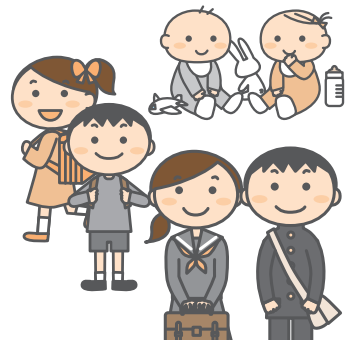


子育てに関する 各種手当について



▶問い合わせ 子育てグループ (☎05634)
障がい福祉グループ (☎053732)

児童手当

対象 中学校卒業前までの子ども（15歳到達後、最初の3月31日を迎えるまで）を養育している方

手当月額

- ・3歳未満：1万5千円
- ・3歳から小学校卒業前までの第1子・第2子：1万円
- ・3歳から小学校卒業前までの第3子以降：1万5千円
- ・中学生：1万円

※所得が一定額以上の場合、子ども一人につき5千円。

※子どもの数え方は、18歳到達後、最初の3月31日までの間にある子どもを数えます。

支給月 2月・6月・10月

問い合わせ 子育てG

(☎05634)

児童扶養手当

対象 父母の離婚などにより、父または母と生計を同一にしていない子ども（18歳到達後、最初の3月31日を迎えるまで）を養育しているひとり親家庭の方など

※政令で定める障がいのある子

どもは20歳に達するまで。

手当月額 4万2千500円

※第2子は1万400円、第3子以降は6千200円を加算。

※養育者または同居親族（養育者の父母、きょうだいなど）

の所得や前年1年間の養育費、公的年金などが一定額以上の場合は、手当が減額あるいは支給されなくなります。

支給月 4月・8月・12月

問い合わせ 子育てG

(☎05634)

特別児童扶養手当

対象 政令で定める障がいのある20歳未満の子どもを養育している方

手当月額

- ・1級（重度）：5万1千700円
 - ・2級（中度）：3万4千430円
- ※所得制限があります。

支給月 4月・8月・11月

問い合わせ 子育てG

(☎05634)

重度心身障害児介護手当

対象 重度の障がいのある20歳未満の子どもを養育している方

手当月額 1万円

支給月 1月・5月・9月

問い合わせ 障がい福祉G

(☎053732)

障害児福祉手当

対象 日常生活において在宅で

常時介護を必要とする重度障がいのある20歳未満の子ども

手当月額 1万4千650円

※所得制限があります。

支給月 2月・5月・8月・11月

問い合わせ 障がい福祉G

(☎053732)

災害遺児手当

対象 災害や事故などにより、父や母を亡くした、または父や母が重度の障がい状態になったとき、その子ども（小・中学生）を養育している方

手当月額 1万円

支給月 3月・9月

問い合わせ 子育てG

(☎05634)

児童手当を受給されている方へ

児童手当を受給されている方は、毎年6月1日から30日までの間に『現況届』を提出する必要があります。

受給されている方には5月末に書類を送付していますので、必ず期間中に提出してください。

提出されない場合、6月分以降の手当が支給停止となりますのでご注意ください。

▶受付期間

6月1日(金)～29日(金)9時～17時30分
※土・日曜日を除く。

▶受付場所

子育てグループ（郵送可）
※郵送の場合は、6月30日(出)までの消印有効。

～現況届の出張受付を行います～

- ◎6月8日(金)・14日(木)10時～16時… 鷺別公民館
- ◎6月18日(月)11時～13時… 婦人センター
- ◎6月22日(金)11時～13時… 登別温泉ふれあいセンター

▶問い合わせ 子育てグループ (☎05634)

※問い合わせ中の「G」は「グループ」の略です。